

徳島県立板野支援学校 児童生徒心得等に関する規程

第1章 通学

- (1) 通学の時には、交通ルール・マナーを守る。
- (2) 登下校の時間を守り、登下校の時には寄り道をしない。

第2章 服装・頭髪

- ・ 生徒の服装は、清潔で活動的なものとする。
- ・ 登下校時は原則として、標準服を着用する。校外行事の際にも同様とする。
(ただし小学部児童は、この限りではない。)
- ・ 登校後は原則として、学校指定の体操服を着用する。
- ・ 服装等は次のとおりとする。

(1) 標準服

冬（10月～5月）

- ・ 紺ブレザー
- ・ グレーチェックのズボン スカート
- ・ 白ワイシャツ
- ・ えんじ色のネクタイ リボン

夏（6月～9月）

- ・ 白ワイシャツ 開襟シャツ ブラウス
- ・ グレーチェックのズボン スカート

(2) 学校指定の体操服（登校後、体操服に着替える。私物の体操服でもよい。)

冬（10月～5月）

- ・ トレーニングウェア（長袖）（半開）
- ・ トレーニングパンツ（ロング）（ハーフ）

夏（6月～9月）

- ・ Tシャツ（半袖）
- ・ トレーニングパンツ（ロング）（ハーフ）

(3) 靴

- ・ 通学靴 . . . 自由（実習や体力づくりの授業で動きやすいものを選ぶ）
- ・ 上靴 . . . 自由（体育館シューズを兼ねる）

(4) 靴 下 . . . 白・黒・ベージュ等（華美なものは除く）

- (5) カバン・・・自由
- (6) 頭 髪・・・頭髪は清潔にすること。
 - ・髪や爪はつねに清潔にし、学習の邪魔にならないよう、長い場合は束ねるようにする。
 - ・髪を染めたり脱色したりしないこと。
 - ・パーマ等はかけないこと。
 - ・アクセサリ類や華美な飾りがついたゴムやバレッタなどを使用しないこと。
- (7) 装 飾 品・・・ピアス・ネックレス・イヤリング・ブレスレット・指輪及び化粧・マニキュア等、学校生活に必要なものは禁止する。
- (8) その他学用品、かばん等の持ち物、衣服に氏名を記入する。

第3章 学校生活

- (1) 生徒相互、先生や来校者への元気のよいあいさつを心がける。
- (2) 気持ちのよい言葉づかいを心がけ、他人に迷惑をかけるような言動はつつしむ。
- (3) 身の回りを整理整頓し、校内の美化に努める。
- (4) 校内の施設や備品を大切に扱う。
- (5) 所持品に名前を書く。
- (6) 友達同士で金銭等の貸し借りはしない。

第4章 学 習

- (1) 始業時刻に遅れない。教室の移動もあるので、5分前行動を心がける。
- (2) 授業は、学校で一番大切にしている時間である。

授業に出席し、学習の迷惑となる私語はしない。

- (3) 授業中は、教師の許可なく勝手に教室を出たり、他の教室に入ったりしない。

第5章 校外生活

- (1) 夜間の外出は保護者同伴とする。
- (2) 高等部生の入場が禁止されている場所に入入りしないこと。
- (3) アルバイトは原則禁止。ただし、保護者からの願い出により認めることがある。(第10章)

- (4) 運転免許の取得は原則禁止。ただし、保護者からの願い出により認めることがある。(第11章)

第6章 その他禁止事項

- (1) 法律等で禁止されている行為（飲酒、喫煙、暴力行為、窃盗、万引き等）は絶対しない。
- (2) 学校に無断でアルバイトをしたり、運転免許を取得したりしない。
- (3) これらのルールに違反した場合、特別指導の対象となる。

第7章 交通安全規定

- ・ 登下校では、道路交通法や公共でのマナーを守るとともに、交通事故等にあわないように気をつける。
- ・ 「生命の尊重」（自分と他人の命を守ること）を大切にし、正しい判断と行動をする。困ったときは、まわりの人やお店の人に助けを求める。
- ・ 通学方法を明らかにし、学校に届け出をする。変更時も届け出が必要である。
- ・ 事故が起きたときは早急に学校に連絡をする。
- ・ 自転車通学をするときは、次のことを守る。
 - (1) ヘルメットを着用すること。
 - (2) 無灯火・二人乗り・並進・傘差し・携帯電話等を使用しながらの運転をしない。
 - (3) 自転車は定められた位置にとめ、かならず鍵をかける。
 - (4) 生徒指導課がおこなう自転車の定期点検を受けること。
- ・ 路線バス、JRを利用するときはマナーを守り、次のことに気をつける。
 - (1) バス停・駅・車内では、大きな声で話をしない。
 - (2) 席はゆずり合う。
 - (3) 車内では携帯電話等での通話をしない。公共交通を利用する人の迷惑とならないよう音量に配慮する等のマナーを守ること。
- ・ スクールバスを利用するときは、次のことを守る。
 - (1) 運行時間の10分前にはバス停にくる。
 - (2) 事前に乗らないことがわかっている場合は、早めにスクールバスに直接か担任通じて連絡をする。
 - (3) 出発時刻に間に合わないときは、スクールバスに連絡をする。

- (4) バス乗り場などに自転車等を置かない。
- (5) バス乗り場の利用にあたっては、違法駐車をしなないなど交通法規や条例等に従い、駐停車のマナーを守るとともに、ゴミの持ち帰りなどまわりの人が気持ちよく利用できるよう心がける。
- (6) 携帯電話等は、他の人の迷惑とならないよう音量に配慮する等のマナーを守ること。

第8章 携帯電話等について

- (1) 校内での携帯電話等の使用は、他の人の迷惑とならないよう、心がける。
- (2) 授業には、携帯電話等の電源を切るかマナーモードにすること。
- (3) 必要のない限り、校内ではカバンの中に入れておく。
- (4) 保護者との連絡をとりたいときなど、理由があるときは、担任に許可を得たうえで使用する。
- (5) 有害サイトの危険から自分を守るため、フィルタリングをかけて使用する。
- (6) 相手がいやがるような電話やメールは絶対にしない。
- (7) スマートフォンを使用する場合には、ウイルス対策ソフトを入れる。
- (8) 家族や友人の電話番号などの大切な情報が他の人に知られてしまうおそれがあるので、置き忘れや紛失に注意する。
- (9) 携帯電話等でトラブルに巻き込まれたときは、担任に相談すること。

第9章 授業について

- (1) 始業時刻に遅れないようにする。
- (2) 教師の話聞き、授業のきまりを守る。
- (3) 定期考査中の不正行為やカンニングをしてはならない。不正行為等があった場合は、特別指導の対象となる。
- (4) 宿題や週末課題があるときは、家庭や寄宿舎で課題に取り組み、担当する教師に課題の点検を受けること。

第10章 アルバイトについて

- (1) アルバイトをおこなう場合には、まず保護者（施設入所の生徒の場合は「施設長」。以下、保護者とする。）と担任に相談し、「アルバイト許可願」を申請する。
- (2) 保護者と担任及び学部長と生徒指導課長の同意が得られた場合には「アルバイト許可願・誓約書」を提出し、校長の許可を得たうえで、保護者の責任のもとにアルバイトをおこなうことができる。

- (3) アルバイト先が高校生にふさわしくないと判断される場合には、許可しない。
- (4) アルバイトをすることにより学校生活に支障をきたしていると判断される場合には、校長の判断により、アルバイト許可を取り消すことがある。
- (5) アルバイト終了時刻は、午後7時を越えないこと。
- (6) アルバイトは土・日曜日とする。長期休業期間中は平日も認める。その他、必要性を認めた場合はこの限りではない。
- (7) アルバイト中はいつでも提示できるように「アルバイト許可証」を常に携帯すること。

第11章 運転免許の取得について

- (1) 原則として、普通自動車免許取得は卒業式後とする。
- (2) 原則として、原動機付き自転車免許取得は卒業式後とする。

(ただし、就職に関して免許取得が条件であるなど、運転免許を取得する場合には、まず保護者と担任及び学部長に相談する。)
- (3) 保護者と担任の同意が得られた場合には「運転免許取得許可願・誓約書」を提出し、校長の許可を得たうえで、保護者の責任のもとに教習所に入校することができる。
- (4) 学校生活における態度・運転免許取得の必要性等を考え、校長が判断する。
- (5) 教習所に入所することにより、学校生活に支障をきたさないこと。
- (6) 運転免許証を取得できても、板野支援学校に在学中は運転してはならない。
- (7) 運転免許取得後は保護者が管理すること。

<附 則>

この規程は、平成8年4月1日から施行する。
平成14年4月1日 一部改正
平成20年4月1日 一部改正
平成25年4月1日 一部改正
令和5年10月30日 一部改正